

## 成果目標・参考指標・推進体制について

### 1. 成果目標について：「第1部 基本的な方針」へのコメント

第4次男女共同参画基本計画「素案」の「基本的な方針」の「4 第4次男女共同参画基本計画の策定方針と構成」の「(1) 策定方針」において、「③計画の効果的な推進に向けた、実効性あるフォローアップを行うため、各分野における成果目標及び参考指標を設定することに加え、3つの政策領域毎に重点的に監視・評価すべき目標を設定する」とあるにもかかわらず、「素案」の「政策編」には、成果目標・参考指標の具体的な内容が記されていない。

第3次男女共同参画基本計画では成果目標として80項目、参考指標として161項目が設定され、それらの項目のなかには、①設定された課題の可視化、②目標値と実態値の乖離の可視化、③目標値と実態値の乖離の縮小のためのアクション促進、という3つの点で一定の成果をあげたと評価できるものも多い。第4次男女共同参画基本計画においては、第3次男女共同参画基本計画での経験をふまえ、各重点分野の施策の趣旨と成果目標との関係の一層の明確化を念頭においたうえで、成果目標の量的拡充と質的充実の双方をはかるべきである。

ここでいう成果目標の量的拡充とは、成果目標の数を増やすことである。各重点分野の施策の趣旨と成果目標との関係の一層の明確化を徹底してゆくと、成果目標の数は自ずと増えざるを得ない。成果目標数については、「数が膨大であり、もう少し絞って重点化すべきではないか」という意見があることは承知しているが、「数値目標が多い方が現場の取り組みを促すという点で効果がある」という意見もある。また、2.に述べるように男女別データ把握・公開が不十分な現状では、男女別データ把握・公開を前提とする数値目標を数多く設定することを通じて、各府省の男女別データ把握・公開をより強力に推進することが可能になる。

また、成果目標の質的充実とは、各重点分野の施策の趣旨と成果目標との関係の一層の明確化をはかるために、より適切な成果目標の指標を選択することである。この点については、3.において詳しく述べる。

### 2. 統計・調査研究における男女別データ把握・公開の推進体制強化について：「IV 推進体制の整備・強化」へのコメント

1.で述べた成果目標の量的拡充・質的充実の前提として、統計・調査研究における男女別データ把握・公開の推進体制強化が行われるべきである。

第3次男女共同参画基本計画の「第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の「4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供」では、「統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、年齢別にも把握できるように努めるとともに、都道府県別データについても公表に努める。」と書かれ、担当府省として「内閣府、総務省、関係府省」と記されて

いたが、その推進体制は結果的に不十分なものであったと言わざるをえない。そのことは、平成 25 年 7 月 31 日開催の男女共同参画会議 監視専門調査会（第 20 回）の参考資料「政府の計画における数値目標等に係る男女別統計の整備状況について」（内閣府男女共同参画局作成）に端的に現れている。男女共同参画基本計画及び政府が策定する基本的な計画・大綱（各分野の基本法等に基づき閣議決定を経て決定されているもの）に盛り込まれているものという限定された範囲においても、男女別データの収集・集計・表章が徹底しておらず（全体の 4 分の 1 以上が男女別表章を行っていない）、しかも男女別表章をしていない省庁の多くがその理由として「男女別把握は必要ないと考えたため」と回答し、今後についても「男女別に把握することを検討していない」と述べているのである。

第 4 次男女共同参画基本計画においては、「IV 推進体制の整備・強化」の「2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」の「(2)具体的な取組」において、「③諸外国における推進体制に関する諸制度を含め、男女共同参画社会の形成に関する課題に関する調査研究を進めるとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握できるよう、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握・公開する」と記されている。今まで問題が多かった業務統計の改善を視野に入れた記述となっている点は、高く評価できる。しかし実際に各府省の業務統計における男女別表章を推進するための体制については具体的言及がないため、第 3 次男女共同参画基本計画の轍を踏む恐れを払拭できない。担当府省の明記はもとよりのこと、男女別データの把握・公開のために内閣府（男女共同参画局調査課）が十分な府省間調整能力を発揮できるような推進体制についても、第 4 次男女共同参画基本計画に書き込むべきである。

さらに、統計・調査研究における男女別データ公開の推進体制についての第 4 次男女共同参画計画の記述は全く不十分である。「IV 推進体制の整備・強化」の「2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」の「(2)具体的な取組」において、「④国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を推進する」と書かれているが、国による集約・整理を経た情報提供のみでは、より高度な分析を行うことはできない。第 3 次男女共同参画基本計画では、「研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく二次的利用を推進するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において決定された統計データ・アーカイブの整備に係る検討と連携し、男女共同参画に関するより高度な分析に活用できるような仕組みに関する検討を進める」と書かれていた（第 3 次男女共同参画基本計画「第 2 分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の「4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供」）。「国の統計調査データは国民共通の財産であるから、国だけがそれを利用するのではなく、ひろく民間（研究者を含む）による分析をも可能にして調査データの有効活用をはかり、もって国民に広く還元すべきである」という、先進国においては標準的な考え方が、第 3 次男女共同参画基本計画では明瞭に示されていたのに、第 4 次男女共同参画基本計画からは完全に削除されているというのは、いかにも不適切である。子育て支援に関するものに加え、女性の活躍に関する事業主行動計画の策定をも今後民間に求めることが決定しているのであるから、研究者が男女共同参画に関するより高度な分析を行い、その知見をもって事業主行動計画の策定に貢献することを可能にするような体制を整えるべきである。したがって、第 4 次男女共同参画計画には、「研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするた

めにも、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく二次的利用を推進するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において決定された統計データ・アーカイブの整備に係る検討と連携し、男女共同参画に関するより高度な分析への活用を推進する」という文章が盛り込まれるべきである。

### 3. 成果目標の質的充実をはかるために：「第 1 部 基本的な方針」へのコメント

第 3 次男女共同参画基本計画において用いられた成果目標のなかには、問題があり改善すべきものも散見される。成果目標に見出される問題にはいくつかのパターンがある。以下、それぞれのパターンと改善策について、具体例をあげながら述べる。

問題①：男女や雇用形態の区分がされていない指標であるため、意味するところが不明確

改善策：男女別かつ雇用形態別の数値を成果目標とする

具体例：

第 3 次男女共同参画基本計画では、「第 3 分野 男性・子どもにとっての男女共同参画」「第 4 分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」「第 5 分野 男女の仕事と生活の調和」において、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」を成果目標の一つとしている。しかしこの数値は男女別でも雇用形態別でもないため、男性の長時間労働の削減にかかわる成果目標としても、正社員の長時間労働削減にかかわる成果目標としても、不適切である。第 4 次男女共同参画基本計画にも、「I あらゆる分野における女性の活躍」の「1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」の「1 長時間労働の削減などの働き方改革」が明記されている。この部分の成果目標は、「男性正社員における週労働時間 60 時間以上の者の割合」とするのが適切である。また、この成果目標の参考指標として「正社員における週労働時間 60 時間以上の者の割合の男女差」を定め、男女差が縮小しているかどうかを監視すべきである。

問題②：数値の区切り方について疑問がある

改善策：より適切な数値の区切り方をしたものを、成果目標とする

具体例：

問題①で述べたように、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」は長時間労働削減にかかわる成果目標とされている。「週労働時間 60 時間以上」という区切り方は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標などから出てきたものであろうが、特段の法的根拠のある数値ではない。さらに言えば週休 2 日制の場合 1 日平均 4 時間の残業ということであって、仕事と生活の調和という観点からみて、週労働時間 60 時間未満であれば問題ないとはとても言うことができず、この数値の区切り方の必然性には疑問がある。

法定労働時間は週 40 時間、「時間外労働の限度に関する基準」によれば 36 協定で定める一般労働者の延長時間の限度は 1 週間で 15 時間なのだから、「週労働時間 55 時間以上の雇用者の割合」（男女別・雇用形態別の数値）を成果目標とするほうがより適切である。長時間労働の是正は、『経済財政運営と改革の基本方針 2015』や『日本再興戦略改訂 2015』にも記されており、従来用いられてきた「週労働時間 60 時間以上」という区切りではなく、「週労働時間 55 時間以上」という区切りを用いて男女別・雇用形

態別の成果目標を設定することにより、長時間労働の削減を国が強力に推進するというメッセージを発することも可能である。

また、第4次男女共同参画基本計画の「I あらゆる分野における女性の活躍」の「1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」の「1 長時間労働の削減などの働き方改革」の③では、国家公務員について「超過勤務の縮減に向け、数値目標と達成期限を設定することを含め検討する」とある。「国家公務員の週労働時間55時間以上の者の割合」を正規雇用の男女別に出し、それらを成果目標としてはどうか。

問題③：質問内容が幅広すぎ、曖昧である

改善策：各重点分野の施策の趣旨に対応した項目を調査するようにする

具体例：

第3次男女共同参画基本計画では、「第5分野 男女の仕事と生活の調和」において、「労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合」を成果目標としている。しかしこの指標ではかれる「話し合いの機会」には、長時間労働の是正以外の話し合い（労使の懇談会等）も含まれており、長時間労働の削減に関わる指標と見なすには質問内容が幅広すぎ、曖昧にすぎる。「労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合」を調査しているのは厚生労働省の「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」であるので、この調査において「長時間労働の是正について労使が話し合いの機会を設けているかどうか」というより施策趣旨に対応した調査項目を設け、その結果を第4次男女共同参画基本計画における長時間労働削減のための成果目標とするべきである。

問題④：既存の性別役割分業を前提としたものの見方をしてしまい、女性に関する問題を見過ごしている

改善策：女性に関する問題がある場合にはそれを可視化できるよう、調査を行うとともに、その結果を参考指標に入れる

具体例：

テレワーク推進は国が力を入れている施策で、第3次男女共同参画基本計画でも「仕事と家庭の調和を可能にする多様な働き方の推進」の一環として、策定時330万人の「在宅型テレワーカー数」を平成27年に700万人にすることが成果目標とされていた。第4次男女共同参画基本計画においても、「I あらゆる分野における女性の活躍」の「3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の部分の、「1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現」の「イ ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現」において「④ 多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する」というなかに、テレワークの推進が明記されており、「在宅型テレワーカー数」がひきつづき成果目標に入る可能性は高い。しかし、在宅型テレワーカー数の出所である国土交通省「テレワーク人口実態調査」ではテレワーカーの報酬は全く調査されておらず、厚生労働省「家内労働等実態調査」は報酬水準を調査してはいるものの在宅型テレワーカーを抽出可能な調査設計となっていない。その結果、在宅型テレワークは「労働」であるのに、その報酬水準の実態が問われないまま国によって推進されているといういびつな状態にある。もし在宅型テレワーカーとして想定されているのが主に男性だっ

たなら、国がその報酬水準を調査しないなどということがあるだろうか。現状のようないびつな状態が放置されているのは、在宅型テレワーカーとして想定されているのが（「M字カーブ問題の解消」という言葉に表れているように）主に女性だからとしか思えない。

「在宅型テレワーカー数」を成果目標に入れるのであれば（その際には男女別の数値を示したほうがよい）、在宅型テレワーカー数の報酬水準についても調査を行うべきであるし、さらに言えば、参考指標として在宅型テレワーカーの時間あたり報酬水準を男女別に示すべきである。